

株主各位

第 95 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- | | | |
|----------------|---|------|
| ① 連結計算書類の連結注記表 | … | 1 頁 |
| ② 計算書類の個別注記表 | … | 10 頁 |

法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sekisui.co.jp/ir/stocks/soukai/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

積水化学工業株式会社

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及びその主要な会社名

連結子会社の数 143社

主要な連結子会社の名称は以下のとおりである。

エーディア㈱、積水メディカル㈱、徳山積水工業㈱、積水ヒノマル㈱、積水成型工業㈱、東京セキスイハイム㈱、セキスイハイム近畿㈱、積水フーラー㈱、積水ホームテクノ㈱、セキスイハイム東北㈱、セキスイハイム信越㈱、セキスイハイム中部㈱、セキスイハイム中四国㈱、セキスイハイム九州㈱、北海道セキスイハイム㈱、群馬セキスイハイム㈱、積水アクアシステム㈱、Sekisui Specialty Chemicals America, LLC.、Sekisui Diagnostics, LLC.、Sekisui Europe B.V.、Sekisui S-Lec B.V.、映甫化学㈱、Sekisui America Corporation

当連結会計年度において、㈱アスコ、㈱大東設計コンサルタントの2社は合併により㈱アスコ大東として、積水テクノ商事東日本㈱、積水テクノ商事西日本㈱、積水ポリマテック㈱の3社は合併により積水マテリアルソリューションズ㈱としてそれぞれ連結の範囲に含めている。

また、Heitkamp, Inc.、積水フィルム㈱、積水フィルム九州化工㈱、永昌積水複合材料有限公司、伊犁祥潤管業製造有限公司、Sekisui Virotech G.m.b.H.、日本ノーディングテクノロジー㈱、積水可耐特(河北)環境科技有限公司の8社は株式譲渡したため、Sekisui Alveo S.a.r.L.は清算終了したため、それぞれ連結の範囲から除外している。

(2) 主要な非連結子会社の名称

セキスイハイムクリエイト㈱ セキスイ管材テクニックス㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数及びその主要な会社名

関連会社 8社

主要な会社の名称は以下のとおりである。

積水化成品工業㈱、積水樹脂㈱

(2) 持分法を適用しない主要な会社名等

持分法非適用の非連結子会社(セキスイハイムクリエイト㈱他)及び関連会社(㈱エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ他)については、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が無い場合持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外会社16社については決算日は12月31日である。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日である3月31日に仮決算を行った財務諸表を基礎としている。なお、その他の連結子会社並びに持分法適用会社の決算日は連結決算日と同一である。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 …原価法

その他有価証券

時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法

(主として評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …主として移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ … 時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産 … 主として平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人分を含む）の支給に充てるため、主として期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

c. その他の会計処理

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

また、連結子会社において役員退職慰労金の支出に充てるため、各社の内規に基づき計算された金額を退職給付に係る負債に含めて計上している。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めている。

③重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法による。なお、金利スワップのうち「金利スワップの特例処理」の要件を満たすものについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減している。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) 資金の調達に係る金利変動リスク

借入金や社債などをヘッジ対象として、金利スワップ等をヘッジ手段として用いる。

(ロ) 外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象として、為替予約等をヘッジ手段として用いる。

(ハ) 外貨建の資金の調達に係る金利及び為替変動リスク

外貨建借入金をヘッジ対象として、金利・通貨スワップ等をヘッジ手段として用いる。

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、業務遂行上、金融商品の取引を行うに当たって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合に限る。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

④のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生日以後5年間で均等償却している。ただし、その効果の発現する期間の見積もりが可能な場合には、その見積もり年数で均等償却し、僅少なものについては一括償却している。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用としている。

⑥連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用している。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用している。

(連結貸借対照表に関する注記)

| | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 520,632 百万円 |
| 2. 担保資産及び担保付債務 | |
| 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 8,529 百万円 |
| 無形固定資産 | 175 百万円 |
| その他の資産 | 1,990 百万円 |
| 計 | 10,695 百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 955 百万円 |
| 長期借入金 | 307 百万円 |
| その他の負債 | 1,145 百万円 |
| 計 | 2,408 百万円 |
| 3. 偶発債務 | |
| 保証債務 | |
| ユニット住宅購入者及び従業員持ち家制度 促進のための住宅ローンの保証債務 | 28,168 百万円 |
| その他の保証債務 | 1,526 百万円 |
| 4. 受取手形裏書譲渡高 | 166 百万円 |
| 5. 退職給付に係る負債のうち役員分 | 1,133 百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 510,507,285 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり の配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------|------------|------------|
| 平成28年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,817 | 16円 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |
| 平成28年10月27日 取締役会 | 普通株式 | 7,724 | 16円 | 平成28年9月30日 | 平成28年12月1日 |
| 計 | | 15,541 | | | |

(注) 平成28年10月27日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式に対する配当金12百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

①配当金の総額 9,113百万円

②1株当たりの配当額 19円

③基準日 平成29年3月31日

④効力発生日 平成29年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(注) ①配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式に対する配当金14百万円が含まれている。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,730,000 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に従いリスク低減を図っている。また、投資有価証券である株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っている。

支払手形、電子記録債務及び買掛金は、大部分が1年以内の支払期日のものであり、当社グループでは各社が毎月資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

借入金の使途は主に運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、大部分の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは社内管理規定に従い、借入金の金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|----------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 109,891 | 109,891 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 164,072 | 164,072 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 139,045 | 136,205 | △2,840 |
| (4) 支払手形・電子記録債務及び買掛金 | (120,121) | (120,121) | — |
| (5) 短期借入金 | (9,570) | (9,570) | — |
| (6) 長期借入金 | (13,696) | (13,701) | 5 |
| (7) 社債 | (10,069) | (9,920) | △148 |
| (8) デリバティブ取引(*2) | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | (144) | (144) | — |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの | (52) | (52) | — |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 支払手形・電子記録債務及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の残存期間の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載している（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 17,872 百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定の長期借入金（3,704 百万円）について、当表では「(6)長期借入金」に含めている。

(注4) 「(7)社債」には、1年内償還予定の社債も含まれている。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,147円91銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 126円13銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 取得による企業結合

当社は、平成29年4月25日付でPT Cayman Limitedの発行済株式の91%を取得する株式譲渡契約を締結した。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|--|
| 被取得企業の名称 | PT Cayman Limited |
| 事業の内容 | 自動車関連部品及びエレクトロニクス関連部品の製造・販売事業を行う子会社の株式保有 |

② 企業結合を行う主な理由

車輻・輸送分野等の事業拡大と素材配合・加工技術等基礎技術の強化を図るため

③企業結合日

平成 29 年 8 月 31 日（予定）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤企業結合後の名称

PT Cayman Limited

⑥取得した議決権比率

91%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金を対価とする株式取得のため

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得日までに相手先との間で合意した方法により調整される予定であり、現時点では未確定

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では未確定

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では未確定

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では未確定

2. 自己株式の取得

当社は、平成 29 年 4 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条 1 項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議した。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類 当社普通株式

② 取得する株式総数 8,000,000 株（上限）

③ 取得する期間 平成 29 年 4 月 28 日から平成 30 年 3 月 30 日まで

④ 取得価額の総額 16,000 百万円（上限）

⑤ 取得の方法 市場買付

3. 自己株式の消却

当社は、平成 29 年 4 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について以下のとおり決議した。

(1) 自己株式の消却を行う理由

資本効率を高める取り組みの強化及び株主還元策の一環

(2) 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

- ① 消却する株式の種類 当社普通株式
- ② 消却する株式の数 10,000,000 株
- ③ 消却日 平成 29 年 5 月 25 日
- ④ 消却後の発行済株式総数 500,507,285 株

(注)記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券…………… 原価法
- ②子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法に基づく原価法
- ③その他有価証券
 - 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法…………… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

- ①商品及び製品…………… 総平均法に基づく原価法
- ②仕掛品…………… 移動平均法 (一部個別法) に基づく原価法
- ③原材料及び貯蔵品…………… 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 建 物 | 3～50年 |
| 機 械 装 置 | 4～17年 |

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(4) 長期前払費用

定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞 与 引 当 金…………… 従業員賞与(使用人兼務取締役の使用人分を含む)の支給に充てるため、期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金…………… 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

(4) 完成工事補償引当金…………… ユニット住宅の保証期間中の無料補修に備えるため、経験値により計上している。

(5) 株 式 給 付 引 当 金…………… 株式交付規則に基づく取締役および幹部従業員等に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。

(6) 退 職 給 付 引 当 金…………… 従業員退職金の支出に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理している。

高齢者再雇用従業員退職金の支出に充てる為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、期末要支給額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の期間費用としている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 216,467百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 関係会社の金融機関等からの借入に対する保証債務 | 8,516百万円 |
| ユニット住宅購入者及び従業員持家制度促進のための住宅ローンの保証債務 | 24,186百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 80,484百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 2,727百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 121,271百万円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|------------------|------------|
| 関係会社に対する売上高 | 260,745百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 227,056百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 23,608百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | |
|----------------|-------------|
| 当期末における自己株式の総数 | 31,604,647株 |
|----------------|-------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 関係会社株式評価損 | | 7,377百万円 |
| 退職給付引当金 | | 7,494百万円 |
| 投資有価証券評価損 | | 4,760百万円 |
| 減損損失 | | 2,868百万円 |
| その他 | | 6,612百万円 |
| 小計 | | 29,114百万円 |
| 評価性引当額 | △ | 11,458百万円 |
| 合計 | | 17,655百万円 |

2. 繰延税金負債

| | | |
|--------------|---|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △ | 15,669百万円 |
| 関係会社株式評価差額 | △ | 2,091百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △ | 2,336百万円 |
| 合計 | △ | 20,096百万円 |

| | | |
|--------------|---|----------|
| 繰延税金負債(△)の純額 | △ | 2,441百万円 |
|--------------|---|----------|

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 628円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 53円14銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 取得による企業結合

当社は、平成29年4月25日付でPT Cayman Limitedの発行済株式の91%を取得する株式譲渡契約を締結した。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|--|
| 被取得企業の名称 | PT Cayman Limited |
| 事業の内容 | 自動車関連部品及びエレクトロニクス関連部品の製造・販売事業を行う子会社の株式保有 |

②企業結合を行う主な理由

車輻・輸送分野等の事業拡大と素材配合・加工技術等基礎技術の強化を図るため

③企業結合日

平成29年8月31日（予定）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤企業結合後の名称

PT Cayman Limited

⑥取得した議決権比率

91%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金を対価とする株式取得のため

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得日までに相手先との間で合意した方法により調整される予定であり、現時点では未確定

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では未確定

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では未確定

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では未確定

2. 自己株式の取得

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議した。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式総数 | 8,000,000株（上限） |
| ③ 取得する期間 | 平成29年4月28日から平成30年3月30日まで |
| ④ 取得価額の総額 | 16,000百万円（上限） |
| ⑤ 取得の方法 | 市場買付 |

3. 自己株式の消却

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について以下のとおり決議した。

(1) 自己株式の消却を行う理由

資本効率を高める取り組みの強化及び株主還元策の一環

(2) 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の数 | 10,000,000株 |
| ③ 消却日 | 平成29年5月25日 |
| ④ 消却後の発行済株式総数 | 500,507,285株 |

(注) 記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。